

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1		円	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	12	円	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2			平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13		
試験研究費の増加額に係る	比較試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	3		10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (13)	14	
	基準試験研究費の額 (別表六(十)「11」)	4			試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
	増加試験研究費の額 (1) - (3) (1) ≤ (4)の場合は0)	5			超過税額控除割合 $((15) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	16	
	増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14) × (16)	17	円
	試験に係る研究費額の増除増加割合 (6) ≥ 30%の場合	7	0.3		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	18	
		(6) < 30%の場合 (6)	8	当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19		
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5) × ((7)又は(8)) (5) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$)の場合は0)	9		円	当期税額控除可能額 (11)の金額又は(19)の金額	20		
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「13の②」)	21		
当期税額控除可能額 (9)と(10)のうち少ない金額	11			法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22		

別表六（九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特例控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額控除可能額²⁰（(11)の金額又は(19)の金額）」は、措置法第42条の4第4項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(19)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(11)の金額又は」を消します。